平成２５年（フ）第８９号
静岡県菊川市本所950番地の12
破産者　長谷山鋳造株式会社
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５３６号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目２番20号
破産者　有限会社浜給
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1889番地12
破産者　新長島造船株式会社
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第２５号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1577番地
破産者　長井　壮郎
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３１号
秋田県由利本荘市藤崎字堺田34番地１
破産者　加藤　與男
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第７４号
新潟県上越市大字土橋1755番地21　グリーンハイツ102号、開始決定上の住所新潟県上越市桜町193番地　キャンディタフト103号
破産者　藤井　光義
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第４５０号
北海道恵庭市柏木町549番地60　ＳＫハイツＤ号、開始決定時の住所札幌市清田区清田５条２丁目38番15号
破産者　北原　耕二
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３０６号
札幌市北区北36条西８丁目１番24号　ラ・ポアールアザブ102号
破産者　岡村　紀光
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９号
秋田県湯沢市杉沢字森道下100番地14　フェリス光陽台Ｂ－１
破産者　柿崎　陽平
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第４３号
茨城県神栖市大野原１丁目15番13号
破産者　宮内　孝治
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第５９号
栃木県小山市扶桑２丁目20番17号
破産者　鶴見　芳昭
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第８０号
群馬県伊勢崎市豊城町2104番地１
破産者　山本　　修
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２３８号
埼玉県川口市上青木西１丁目９番８号　栄光ビジネス・フォーム株式会社内
破産者　井出　友一
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８７９号
埼玉県和光市下新倉５丁目10番33号　ドエルＴＩ・Ａ201
破産者　松野　憲男
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９３４号
埼玉県和光市下新倉５丁目10番33号　ドエルＴＩ・Ａ201
破産者　松野久美子
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４８号
埼玉県熊谷市善ヶ島1494番地６
破産者　根岸　平作
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１５１号
埼玉県羽生市大字下手子林983番地28
破産者　早川　敏光
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２３８号
埼玉県熊谷市柿沼635番地７
破産者　山本　典嗣
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２６４号
埼玉県行田市持田４丁目５番２号
破産者　相原　勝男
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部